

# 【別紙1】国民健康保険事業費納付金の算定と 保険税の賦課徴収(イメージ)

令和2年度第3回国保運営協議会 資料3-2  
令和3年2月9日

## <県>

① 保険給付費の実績や国の係数により、県全体の保険給付費等、後期支援金、介護納付金を推計  
国の係数により、公費及び前期高齢者交付金を算定し、市町村から徴収する納付金総額を算定

※金額は令和3年度、( )内は令和2年度



② 県と市町村で協議してきた方法により、納付金総額を各市町村に割り振る

### 【令和2年度の算定方法】

(1) 所得水準βで応能分・応益分の割合を調整し、各市町村の県全体に占める割合に応じて割り振る。

- ① 所得割 (所得水準に応じて負担)      ⑭ 応能のシェア(県所得総額に占める所得額の割合)  
…割合が高いと納付金総額が多い
- ② 均等割 (被保険者の数に応じて負担)      ⑮ 応益のシェア(県総数に占める被保険者数・世帯数の割合)  
…割合が高いと納付金総額が多い
- ③ 平等割 (世帯の数に応じて負担)

(2) 各市町村の医療費水準に応じて増額又は減額調整する。

医療費が高い市町村の負担は多く、医療費が低い市町村の負担は少なくなるよう調整

(※ 調整の幅は、H31年度以降は保険税水準の統一に向けて徐々に縮小していく)

⑰ 年齢調整後の医療費指数 ... 医療費指数が高いと納付金が多い

① 激変前国保事業費納付金総額(d)、② 激変前1人あたり国保事業費納付金(d)

③ 更に、国保制度改革により負担が上昇してしまう市町村に、激変緩和措置を実施  
約1億5千万円(約4億9千万円) (※激変緩和措置の幅は、H31年度以降、徐々に縮小していく)

③ 1人あたり激変緩和額 → ④ 激変後1人当たり国保事業費納付金(d)

## <市町村>

④ 各市町村では、県への納付金と保健事業等の費用を、公費のほか、被保険者から徴収する  
保険税で賄う (※ただし、基金、繰越金、法定外の繰入金等を活用している市町村あり)

※金額は35市町村の合計



⑩ 1人あたり保健事業費、特定健診費等  
…保健事業等の費用が多いと保険税必要額が多い

本来必要な保険税 452億円(497億円)

保険税の賦課・徴収

⑤ 調整後の標準保険料率算定に必要な1人あたり保険料額(e) ÷ ⑥ 標準的な収納率  
 = ⑦ 調整後の標準保険料率算定に必要な1人あたり保険料額(e')

⑪ 1人あたり個別公費等  
…公費が少ないと保険税必要額が多い  
 ⑫ 1人あたり過年度収納見込額  
…過年度収納見込額が少ないと保険税必要額が多い

※「本来必要な保険税」を徴収するために、どんな税率で課税するべきかの参考として、県内統一基準により市町村毎の税率を計算

住民(国保加入者)

市町村  
標準保険料率  
⑧ 標準保険料率